

磐田市ふるさといわた学生応援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている、磐田市出身で静岡県外在住の学生に対する地域産品を活用した応援物資の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 静岡県外に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第97条に規定する大学院並びに同法第124条に規定する専修学校のうち同法第125条第3号に規定する専門課程（以下「学校」という。）に在学する学生をいう。
- (2) 応援物資 食料、日用品等の静岡県外在住の学生の生活を応援する物資をいう。

(給付の対象者)

第3条 応援物資の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のほか、当該各号に準じる者として市長が認める者とする。

- (1) 日本国内かつ静岡県外在住の学生
- (2) 申請時に静岡県外に居住していること（住民票を磐田市においたまま、静岡県外に居住している学生を含む。）
- (3) 市内に住所を有する者の子

(給付の要件)

第4条 応援物資の給付は、給付対象者1人につき、毎年度1回を限度とする。

(給付の申請)

第5条 応援物資の給付を受けようとする際の申請者は、給付対象者本人又は保護者とし、磐田市ふるさといわた学生応援事業地域産品給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）又はこれに準ずる専用入力フォームに、希望する地域産品名、静岡県外の応援物資送付先のほか、次の各号に掲げる内容を記載して、市長に給付申請を行うものとする。

- (1) 給付対象者が通学する、学校名、学部・学科、入学年、卒業見込み年
- (2) 給付対象者が通学する学校が発行した学生証等に記載の学生番号（学籍番号、学生ID等、学生個々に付された番号を含む。）

2 前項の規定による申請を行うことができる期間は、毎年度3月第1日曜日までとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに審査の上、給付の可否を決定する。

(応援物資の送付)

第7条 市長は、前条の規定により給付を決定した者に対して、指定された静岡県外の応援物資送付先に応援物資を送付するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

令和2年5月29日から施行する。

(附 則)

令和3年3月3日から施行する。

磐田市ふるさといわた学生応援事業地域産品給付申請書

磐田市長

〒 ー

(申請者) 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ー ー

磐田市ふるさといわた学生応援事業地域産品の給付を受けたいので、次の項目について同意した上で、下記のとおり申請します。

1. 給付を受ける学生に関する情報（応援物資送付先）を、物資の送付を取り扱う事業者へ提供すること。
2. 磐田市が磐田市ふるさといわた学生応援事業実施要領第3条の要件を確認するため住民基本台帳との照合を行うこと。

記

希望する地域産品名：第1希望 _____

第2希望 _____

※ご希望に添えない場合があります。その際は、本市で決定させていただきます。

学生情報（応援物資送付先）

郵便番号	〒 ー		
住 所	寮・アパート・マンション名（ _____ ）		
(ふりがな)	姓	名	
氏 名	姓	名	
電話番号	ー ー	生年月日	年 月 日生
E-mail	@		
学 校 名		学部・学科等	
入 学 年		卒業見込み年	
学生番号			

※申請者が学生の場合のみ、以下に保護者の住所・氏名・生年月日・電話番号を記入してください。

郵便番号	〒 ー		
住 所	磐田市		
(ふりがな) 氏 名	-----	生年月日	年 月 日生
電話番号	ー ー		

